

文第 1694 号
令和 6 年 11 月 29 日

公益財団法人明徳会
代表理事 中村 崇男 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



勸 告 書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 28 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置をとるよう勸告します。

記

- 1 勸告年月日
令和 6 年 11 月 29 日
- 2 勸告の内容
貴法人において、次の措置を講じること。
 - (1) 貴法人の現役員及び現評議員において、神奈川県公益認定等審議会が認定した事実を踏まえて、事案を詳細に把握した上で、徹底した原因究明、責任追及を貴法人として行うこと。
 - (2) 貴法人が民間企業と締結した令和 2 年 1 月 15 日付け業務委託契約（貴法人の保有する持分の売却・対象法人の事業譲渡・資本提携・業務提携・業務請負その他の方法による企業提携等を含む M&A 取引等に係る業務を委託するもの。以下「契約Ⅰ」という。）及び同年 7 月 29 日付け業務委託契約（貴法人の経営及び運営に係る管理運営指導業務等を委託するもの。以下「契約Ⅱ」という。）について、支払根拠に合理性を欠く不相当な報酬等の支払いが行われた。
ついては、2(1)の結果を踏まえ、両契約に係る一連の手續に参与した役員、特に契約Ⅱについては解除の合意に至るまでの意思決定に参与した役員に対し、

損失の補填のため損害賠償請求を含めたあらゆる必要な措置を検討の上、その措置の実施に係る具体的な計画を策定し、その計画を実行すること。

(3) 2(1)の結果を踏まえ、特に次の事項に留意して再発防止策を策定し、適切な運営体制を確立すること。

ア 役員及び評議員に対して、自身の役割や理事会及び評議員会の権限等、公益法人制度の理解を促すための環境整備

イ 理事会及び評議員会について、招集、決議事項、報告事項、議事録等の運営に係るすべての手続に関し、恣意的な開催を防ぎ、適切に開催するための内部規程の整備

ウ 役員がその職責に応じて決算書類の内容を十分に確認するための仕組みの構築

エ 財産の支出に当たり、複数名で支出をチェックするための体制構築

(4) 2(1)から(3)の措置の実施に当たっては、役員及び評議員が主体的に行い、当時の関係者及び貴法人と雇用や委任関係のない第三者の関与がないよう徹底すること。

なお、2(1)については、当時の関係者に対して調査を行うことを妨げない。

(5) 2(1)から(3)について、必要な措置を講じた上で、令和7年2月28日(金)までに、その内容を行政庁に対して文書で報告すること。

さらに、2(2)については、計画に対する同年4月末日時点の実行状況を、同年5月30日(金)までに、行政庁に対して文書で報告すること。

なお、報告に当たっては、理事会及び評議員会で検討を行い、機関決定の上、当該理事会及び評議員会における検討内容が分かるよう議事の詳細を記載した議事録の写しを添付すること。また、2(1)の報告に当たり、神奈川県公益認定等審議会が認定した事実と異なる内容を報告する場合には、その内容の根拠となる資料を添付すること。根拠となる資料の添付に当たっては、その内容との関連性と引用部分を明らかにすること。

3 理由

神奈川県公益認定等審議会会長から神奈川県知事宛て「勧告書」(令和6年11月29日付け)の3に記載のとおり。

4 勧告に係る措置状況報告書の提出方法

2(1)から(4)について必要な措置を講じた上で、(5)の報告は、別紙報告様式「勧告に係る措置状況報告書」により神奈川県総務局組織人材部文書課に書面で提出すること。

5 報告期限

2(5)に記載のとおり。

【参考1】公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（抄）
（公益認定の基準）

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

一 （略）

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

三 （略）

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

五～十八 （略）

（報告及び検査）

第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告、命令等）

第二十八条 行政庁は、公益法人について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、当該公益法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた公益法人が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該公益法人に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 (略)

(公益認定の取消し)

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 第六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。

二 偽りその他不正の手段により公益認定、第十一条第一項の変更の認定又は第二十五条第一項の認可を受けたとき。

三 正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令に従わないとき。

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

2 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消すことができる。

一 第五条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。

二 前節の規定を遵守していないとき。

三 前二号のほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき。

3～7 (略)

【参考2】神奈川県における公益認定等に関する運用について(神奈川県公益認定等ガイドライン)(平成20年11月13日(令和元年9月10日改正)神奈川県公益認定等審議会)(抜粋)

I 公益法人認定法第5条等について(公益社団法人・公益財団法人関係)

2. 認定法第5条第2号関係<経理的基礎及び技術的能力>

《経理的基礎》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎」とは、①財政基盤の明確化、②経理処理、財産管理の適正性、③情報開示の適正性とする。

(略)

(2) 経理処理・財産管理の適正性

財産の管理、運用について法人の役員が適切に関与すること、開示情報や行政庁への提出資料の基礎として十分な会計帳簿を備え付けること(注1)、不適正な経理を行わないこと(注2)とする。

(注1) 法人が備え付ける会計帳簿は、事業の実態に応じ法人により異なるが、例えば仕訳帳、総勘定元帳、予算の管理に必要な帳簿、償却資産その他の資産台帳、得意先元帳、仕入先元帳等の補助簿が考えられる。区分経理が求められる場合には、帳簿から経理区分が判別できるようにする。

(注2) 法人の支出に用途不明金があるもの、会計帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。

(略)

《技術的能力》

認定法第5条第2号の「公益目的事業を行うのに必要な」「技術的能力」とは、事業実施のための技術、専門的人材や設備などの能力の確保とする。

(略)

事業に必要な技術的能力は、法人自らが全てを保有していることを求めているものではない。しかし、実態として自らが当該事業を実施しているとは評価されない程度にまで事業に必要な資源を外部に依存しているときには、技術的能力を備えていないものと判断される場合もありうる。

3. 認定法第5条第3号、第4号関係<特別の利益>

認定法第5条第3号、第4号の「特別の利益」とは、利益を与える個人又は団体の選定や利益の規模が、事業の内容や実施方法等具体的事情に即し、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇がこれに当たり、申請時には、提出書類等から判断する。

なお、寄附を行うことが直ちに特別の利益に該当するものではない。また、「その事業を行うに当たり」とは、公益目的事業の実施に係る場合に限られない。

認定後においては、確定的に利益が移転するに至らなくとも、そのおそれがあると認められる場合には報告徴収（認定法第27条第1項）を求めうる。

<本件担当者>（照会先、報告を書面により提出する際の送付・連絡先）

神奈川県総務局組織人材部文書課公益・宗教法人グループ

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1

(別添報告様式)

| | |
|-------|-----------|
| 法人コード | A008645 |
| 法人名 | 公益財団法人明徳会 |

[法人文書番号]
令和 年 月 日

神奈川県知事
黒岩 祐治 様

公益財団法人明徳会
代表者の職・氏名

勧告に係る措置状況報告書

令和6年11月29日(文第1694号)をもって勧告を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、報告します。

| 担当者 | |
|-----------|--|
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| 電話メールアドレス | |

(別紙)

| | |
|-------|-----------|
| 法人コード | A008645 |
| 法人名 | 公益財団法人明徳会 |

勧告に係る措置状況

(勧告事項)

(勧告事項に係る措置状況)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
- 2 各項目の報告内容は、具体的に記載してください。
- 3 報告内容を補足する資料等を別に添付しても差し支えありません。